



長野県報

2月19日(月)
平成30年
(2018年)
第2950号

目次

規則

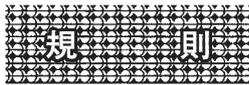
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課) 1

告示

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) 2
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為業務の不要の届出(介護支援課) 2
- 長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定(水大気環境課) 3
- 保安林予定森林にする旨の通知(7件)(森林づくり推進課) 3
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課) 5
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会) 7
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会) 7
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会) 12
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会) 12
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出(選挙管理委員会) 12
- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支に関する報告書の公表(選挙管理委員会) 13

公告

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(2件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 14
- 開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 15



屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成30年 2月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第1号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を
次のように改正する。

別表第2の高速自動車国道中部横断自動車道の項中「一般国道142号と立体交差する地点」を「八千穂高原インターチェンジ(南佐久郡佐久穂町大字千代里3803番2地先)」に、「以内」を「以内及び八千穂高原インターチェンジから南佐久郡小海町に向かって500メートル以内」に改める。

別表第3の高速自動車国道中部横断自動車道の項中「一般国道142号と立体交差する地点」を「八千穂高原インターチェンジ(南佐久郡佐久穂町大字千代里3803番2地先)」に、「以内」を「以内及び八千穂高原インターチェンジから南佐久郡小海町に向かって1,000メー

トル以内」に改める。

附則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

都市・まちづくり課